

奈良市防災基本条例案に対する意見募集の概要について

募集期間：令和7年2月14日(金)から令和7年3月14日(金)まで

1 趣旨

本市においては、地域防災計画、国土強靱化地域計画、業務継続計画及び災害時受援計画等の防災に関する諸計画を策定するとともに、計画に基づき様々な防災施策を推進しています。

この度、それらの計画や施策に加え、災害対策における市民の自助及び共助の理念を明らかにすることにより、その意識を高めるとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図り、それをもって市民のいのちを守ることを目的として市防災基本条例を制定いたします。

本条例制定に市民等の意見を反映させるため、「奈良市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づき、広く意見募集を行います。

2 募集期間

令和7年2月14日(金)から令和7年3月14日(金)まで

3 意見募集の対象者

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 当該案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

4 閲覧場所

(1)市ホームページ

(奈良市トップページ→市民の声・パブリックコメント→募集中の案件)

(2)危機管理課(市役所 中央棟3階)

(3)総務課(市役所 北棟5階)

(4)各出張所(西部・東部・北部)

(5)各行政センター(月ヶ瀬・都祁)

※(2)～(5)については、土日祝及び年末年始を除く、募集期間中の9時00分から17時00分まで

5 意見提出方法

- ・ 別添の『奈良市防災基本条例(案)に対する意見提出用紙』(以下、「提出用紙」)に日本語で記入し、郵便、信書便、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法により提出してください。
- ・ 提出用紙については、市ホームページからもダウンロードすることができます。
- ・ 提出用紙へは、意見及び区分のほか、個人の場合は氏名・住所・電話番号を、法人その他の団体の場合は団体名・所在地・電話番号の記載を必須とし、これらの項目が明記されていない場合は、受付しません。
- ・ 電話、訪問等による口頭でのご意見は受付しません。

6 意見への対応

- ・ 受付したご意見については、要点を項目ごとに整理集約したうえで、それに対する本市の考え方を後日ホームページ上で公表しますが、ご意見に対する個別の回答は行いません。
- ・ 提出用紙に記載された個人に関する情報は、本件以外の他の目的には使用しません。
- ・ 提出された原稿等は返却しません。